

外国人登録をしている方へ

平成 24 年(2012 年)7 月 外国人の方の登録制度が変わります

～外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に加わります～

短期滞在・観光・外交等を除く、3 ヶ月を超えて在留し、嵐山町に住所の登録をしている外国人の方 1 人 1 人に、住民票を作成します。

複数国籍世帯についても、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

平成 24 年(2012 年)5 月頃、上記の対象となる方に嵐山町より仮住民票をお送りし、内容を確認していただきます。

届出する内容・場所は次のとおりです。

地方入国管理局への届出

- ・氏名、生年月日、性別、国籍等を変更したとき
- ・在留資格にかかる変更があったとき

市区町村への届出

- ・居住地を新たに定めたとき
- ・居住地を変更するとき

例えば...嵐山町から国外や別の市区町村へ引っ越す場合、嵐山町役場町民課への届出が必ず必要になります。

外国人登録証明書が廃止されます。次のとおり特別永住者の方は「特別永住者証明書」、それ以外の在留資格の方は「在留カード」へ順次切り替えていただきます。

すぐに手続きする必要はありません。現在の外国人登録証明書は、一定の期間お使いいただけます。

対象者	お手続き場所	16 歳以上の方	16 歳未満の方
特別永住者	役場町民課	外国人登録証明書の「次回確認(切替)申請期間」の初日が、新制度施行日(2012 年 7 月 9 日)から 3 年以内の場合は、2015 年 7 月 8 日までに 外国人登録証明書の「次回確認(切替)申請期間」の初日が、新制度施行日(2012 年 7 月 9 日)から 3 年以降の場合は、その日までに 例えば、次回確認(切替)申請期間が「2019 年 4 月 1 日から 30 日以内」の方であれば、「2019 年 4 月 1 日」までに	16 歳の誕生日までに

永 住 者	入国管理局	新制度施行日(2012年7月9日)から 3年以内	2015年7月8日または 16歳の誕生日い ずれか早い日までに
上記以外の 在留資格の 方	入国管理局	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日ま たは 16歳の誕生日 いずれか早い日まで に

詳しくは下記のページをご覧ください

総務省ホームページ

- ・外国人住民に係る住民基本台帳制度

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省ホームページ

- ・新たな在留管理制度

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

法務省ホームページ

- ・新たな特別永住者制度

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html